水鏡 下

913.422
m
W

水鏡卷下

女帝孝謙之世篇

一

913.422
m

0144

水鏡卷下

廢帝

光仁天皇

平城天皇

淳和天皇

女帝 孝謙之一世稱

稱德天皇

桓武天皇

嵯峨天皇

仁明天皇

一世代　瘞帝

天平寶字九年十月崩　年廿三　葬讀路陵

三原郡

諱大炊

御門

瘞帝之中　天武天皇御子

一

皇代記上編写自麻老女

一世代　癈帝　天平寶字九年十月崩　年廿三　葬法隆寺
三原郡

講大炊
しまの御門癈帝（ハイテイ）と申き天武天皇の御子の一
品舍人親王と申志第七の御子なり母を藤宮老
之女也天平寶字元年四月小東宮にたちたまふ
御年廿五同二年八月一日位につきたまふ御年廿六
位にて六年ましまして
ひ崩ましまし事ともなきゆゑ孝謙天皇乃御
時東宮に新田部（ニイタベ）親王を遍祖王とさてたいもしまし聖
武天皇のせちゑ[illegible]ましまし諒闇にてあるもの
ゆゑ乃東宮これ[illegible]

たにのぼりたまひしかば孝謙天皇位をゆ
ずりたまひ中さ場なほ
しりぞきけりゆゑをたづねたまはんとし
かい天平勝寶九年三月廿九日大臣殿下この東宮
聖武天皇の御ちぎりをくちまいらす
ふるさとの事をもたづねしるなほ
かりまいらしたまひしをいりたへ
まとのみまいらせ給へしとぞ
しかるへ人くもれたまはせたま
ひなんとて中さ場東宮をうらみたて
まつりけるとぞ
仏とりたまくとりたまくとぞ
ぬ中（まうしけ
ぬとあるとぞ
右大臣豊成卿永手公

しかへしと申さるゝ事なとこそ
なけれ
くゝ四月ハ大臣ハ下をめして東宮ニハ
れをくとりしたゝめさせられ申（まゝ）しに
ほせとあるゝ事ハ右大臣豊成ハ式部卿
の東宮の御ハ垣焼ハ王をゝ給へしと申ま
津大夫ハ弁古麿ハ池田王をゝ給へし
ぶ大納言仲麻呂ハ臣をしぶハ君ハ
ふハ父ハ
りをとゝのくれたくハ申さるハ
く御ゝをゝ中に会人新田部
ゝ人なれハ新田部親王ハ
ゝをゝをゝ

はるかに金人親王乃子をもちゆきたるものく
ゝとも、たゝまつるれはなに大炊王ハもしわくたりせ
させもるさうきこれ人をもたんと思りうの
ふまとのゝもよハせまし大臣下られはなにほせもたし
なもよハいまゝ中きこ乃きもたもりさきゝ仲磨
乃大納言こゝ大炊王をもしくもたもてわうし
ゝ生人をもたらなりふ内もゝ御つうもう
ハさのゝ海もうもしくもたもてもう東宮ゝいもたし
まうもう大炊王ゝ申ハもれもうこ乃御門ゝ仕
ゝまかうもの乃こ乃東宮ゝ申もたもう生

まれりもをもう又ゝ申あうくあまもう
あうをもをもうもう仲磨

大炊王ゝ中ハ御ハ
ゝ寺かゝそのゝこゝの東宮ゝ
まれゝるまゝゝ又ゝゝ
あゝてみゝを東宮をかゝまゝ仲麿
をゝゝなゝんゝすゝをゝまゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

仲麿依帝寵受姓之後加恵美二字事

この藤原の姓ハ恵美とよばれ
給ひ[illegible]もられたる天皇乃御[illegible]
なりてせさ給ひ[illegible]恵美と[illegible]御[illegible]歩
ふなりなる[illegible]ハ[illegible]

仲麿改押勝事

あらたまりし[illegible]又[illegible]ま[illegible]と[illegible]なり
[illegible]かつて[illegible]

路人被刺草木事

[illegible]と[illegible]申[illegible]
もみ木をう[illegible]
事ハ東大寺乃普照法師[illegible]人の
仏しるしなくなりたる[illegible]申をこなり
事[illegible]のけ[illegible]やもとうれ[illegible]

[illegible]とたいらまま功徳[illegible]仏事

なりハ明三日[illegible]真和尚とやし[illegible]聖武天皇乃御

はをさてんとしてはいらうまし功德さいたしはべる事
なり八月三日鑒真和尚とやうし人聖武天皇乃勅
被立招提寺
をもて後ま同六年六月太上天皇あま
太上天皇宮内卿
ふ事のたまはくこれ菩提のてらさし
てあるとをもはれもみとをとたのもしてらやく志
きけさうたいはいとうまし仏ま仏ましあ
らるまの南はらの事の下の小事をはこうたこと
まよりて大事演説をはわれをこれとをもは
ハをてこのちう世をたこなれたまはれまし同七年九
道鏡位少僧都依太上天皇弾正尹
月より道鏡少僧都となりけり太上天皇乃

御門ハ
しらせたまひて御位をなくなり
しかハ忠こ乃大臣ハ
やうくそまこ同八年九月二日忠こ乃大臣ハ
惠美大臣推行政事
くしよ太政官ハ作をこしてまをさい
ぬしとて天平記況良麻呂しのそやに
しかハ十一日に太こ天皇少納言をけうして鈴印を
たまはるをこ乃大臣まてけ
てうれみたわこ乃宰相と
たいこうをけうしく
いこうさしたまふ天皇人
をつかへ又あれ
ハ天皇
天下政道ハ
呂しけうさしたまひ
をこいこうてまかりあれそまて大

天下政道元亨四年

ひとりさとりいたりてまいりぶらのまれいそまれ大
臣殿にまいりさとりて井にまれやまとかたいくさを、
たいてうちもてあそびなりたりし大臣うれよ
もてあそびゆきて小ぶりれいくさ
ぶりのみちもちさまふいりてきのりをやま
てまえ大臣殿をうしなひたりしあとより
はいて小領さいふもみいりてしたりの乃
はさきもうかりうれやのうあ代
ちうきもいりまれ仏ふたうきむ
みそゆきあたりてうちたりくをこれを

かたたがへ
なく人の
いとてを
まもる
ぬ
ぬ
ぬ

恵美大臣女子斉有千人舎人相手

大臣うちとりたれし日より
なのりさ千人
とくくまこ乃人をかしてま相ハ
たらまと
ゆくさまの日ハ天皇より海ゆく
東宮乃ゆきしやまのまをくかたけ
んとゆきとりて宮ゆとてとさくに
ゆけハ人のかをまをまをかくた

けいもかをたこしけをなをらかをこの
豊成乃大臣をさもしてをかをと
ををらけをこれ事仲九いけをかを牛をしを
給ねををかをけををのをく大臣れ
ををなをを文こ乃禅師あをゆをけをけをけ
かをあをを海をををたいををををしをけをを
ををを仏乃御けをををまをあれをもをのをを
をををををををえをまをあを仏も給を國王位に
を給をれをを菩薩戒ををけををこをををを
ををををれをををへあをををなををを
かをけをををこををををあをををを
をををを乃家ををををををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遠鏡仁左衛門

あるとき大臣もあるとてこれ遠鏡神

社を大臣神宮とさしけるさ

ぶらひをたこ

十月九日たこ天皇いらせ

て内裏をかくたてたれしく

れあけるもあり御くしもれり

是人二三人ばかりをあるとてかたち圓書家

乃かたにたいしてきたりたにこそ小納言

慶壽院殿

とてたまはりしを

仲宣命を八月廿日に
ゆづりて御弟に
位をゆづりまゐらせ給ひ
ものゝ
ぬ。あるいは仲九と
なるべしとそこの
ゝ
ゝ
ゝ

月九日にて力ちからつよく御年四十七にて位
位瘧帝咒詛早世五年
ゆゑ五年にして同九年に法路瘧帝國土を
ひきまゐらせて日てり大風ふきてものけ
そうして
し瘧帝うせ給ひぬ人ひとりきさき十月
てかけたまひしと國守いなものをたいこうしてさき
瘧帝早世給事
申しかへりたまひてあくる日もなくなり
道鏡位太政大臣
き同十月二日大臣禪師道鏡太政大臣ふるまひ
大青金申宮人相文事
一月に大青金宮あり仏御弟子とて
三家人もあれまりまりしまり

四天王寺に一軒不被錄門伍帝所被補年

作り給へる金剛
乃四天王寺に一軒ハ
なりていまこれハ
れたる仏像とも
仏とゝなりてなくなれの身を生仏
とゝなりてハあゝ殺のわるさわるを
こ乃ちをいまゝ作りこのわ
へてやけそこなりへしとゝ
しよ御子ハいさかるまゝ
道鏡と法皇乃位をさしけるまゝ神護寺
仏像なりなまれよゝ神護寺二年十月廿日

清磨姫尼寂年十

天王

天三年七月小和氣清磨ありのあいけら

しよ仏さくかうまをする天正
八年ちなまたまふ神護寺二年十月廿日

道鏡校法位牛
道鏡に法印位をさしけたまはる神護寺
清磨姫尼疑金牛
天三年七月小和氣清磨かありのあまいりうら
てやうの宮乃御託宣とそして道鏡を位につけ
たてまつる世の中をうくもつたまはる
とのまま道鏡これをきてもつらうまかま
ほうしにやうの宮乃御ゆめと御ゆめを
乃し給くやうにしてもつたまへを右と
まうしたまはりかくこさ海ふ
ふ四あ人をはすまやたうのうそ
と海をもつて道鏡にはいりたまひ

清麿刀勅使左宇佐宮ヘ

て、みなりまことをもつて清麿と御ひ
とりて宇佐宮へまゐりけりてこの事を
こゝしんをもつて託宣したまはし
事、みなとの御ゆめよりいとかなしなり
清麿これまゝ海ふかき大事の託宣ハ
なりい信しかなるべし　なをそれ
らいしなへこいのりまゐらせ
とあつて　まゐけ三大しもも
ちろこのとしてやまなかりて清丸
きもなまかもいまゐ

この事ありて詫宣一なるべく道鏡ひ
る帝御をさとくれ神をたゝ

ひとつの八ちからかたちまなびて清丸
きたいまつりをいとなみ
ちからをいたすまに

こゝのとまりかさねて詫宣しなくして道鏡つい
つる幣帛をさゝぐれ神をたゝしたまひて
世をとこしへんとすれあまのひつきふく
ゆくすえをなげきあまきをもつて
でんとをもうけたまはれいはくまれいすく
ひ乃御ちからをあまねくとれ世を
をさめたまひけるとき、みやに一切経を
かき佛像をけうゝ寂勝王経一万巻をとゝめて
よりけりとかの伽藍をたてゝこれあるまぼあら
さもかゝるなりまゝと申つゝこのまま

ひとまたぬたちまちさきをかすめ海をくぐりさき清丸
かつて海いりてこの乃ちと申ところに通鏡おろし
清磨宮源舟配流之間事
まづいりて清丸をうけたまはりけるさきをうけたまはりて
とくなりけりつてにまたたちまち清
丸をうけたまはりなりてかへりまいりて宇佐宮へと
いりしに井のしたに三方いりいてまきたりて
其左右にあゆをけりて十里ばかりゆきて
山乃中へいりてまかりて清丸宇佐に海
をいりつてせばしきをまよひたりもよ
しくなりまま流宣しなりて神封乃ちなり八
万餘也となりぬ神宮山義
宮に行幸あるまつ鏡ひらりて御ぬぎさち

いらつて祈りまゐらせたまへ
とくたまはせ給宣しなれば神封のたまへ
万餘也となんいやき同四年三月十五日に御門山義
宮に行幸あらせ給ひ鏡ひらかせ給ひ
て世中をさめんことを百川うれへ
なげきしらせたまはんもなかさらしに道鏡
御門の御ぬいをいとくゆるしたまふとて
もとりけれもをたまはらしにあさ魚
きといてまうでなれ宮へをたはし海
てさぬく乃御ぬもあるもうれ
ふしさにたりしにあと一人いてま
をりていもとまをすてやもくたう

女帝本紀四年

つたなんとやしらと百川はそれをも
してまうとりかたこれをとりて八月四日を
さ場なまふまこなたやさいはいをもしく
をこの乃ちとい百川の傳ひそこなたかまをる
こうけるまりこれをみうとをとをへいはいはこな
さうをふこうかやうれ事もしをの生をを
しをものをもやはいしなんをはをはは

一五十代　花仁天皇

天應元年十二月廿三日崩　年七十二
葬廣岡陵

いまの御門花仁天皇と申す天智天皇御子
小殿基皇女と申し第六十代の丁母賜太政大臣
紀諸人のむすめ也贈皇后稚姫也神護景雲四年

第五十代 光仁天皇

天應元年十二月廿三日崩 年七十三

葬 廣岡陵

諡号四原大皇

いまの御門光仁天皇と申す 桓武天皇の御子

小殿基皇女と申し 第六の皇子 母贈太政大臣

従第八人の女也 贈皇后 桓姫也 神護景雲四年

八月四日 稱德天皇 ゆづりの勅 海内 ゆるす

位をいまゆづりて 大臣 下 ものくこ

安殿親王 前位後平城帝 位 人大臣 岳 祝 計 定 平

乃事をさだめ給ひ 天武天皇の御子 長

親王と申し 人のこと 大納言 文屋 淳三 と申人

を位 よりて ありつ 又白壁

王 ことの ゆゑ 海 とつけなる

んと申人 あり しかも 淳三 と申

人のまつりごとに 月 給へ

まして 世 に つ ありし

ふこれまもとのうえとうれいはもれかれ
なりたる中給しのふうれ乃宣相大市等
しをさうはてけりさむと申ふ大市うけまま
給しのふまもたに宣命をもしへまりて百川
永手良継こ乃人々四をけりて目をくはを

百川永手良継ふ仰相撲所信牛

てしうたる白薩王を左ようさうたる乃
宣命をけりて宣命使をかうたる大市の
宣命をい海まかうてこ乃宣命をもむまよ
しをそりつふ宣命使いうたるもむまを
うようたにうて諸国をうふう

く白薩王ハ諸王乃けたこうて文
光帝れ功あるようたるとさうたる

く白壁王に諸王のけたうてけまして又
光帝の功あるゆゑに太政大臣にとりて
と思ふ事もむとまして此の太政大臣と
光仁天皇とあさからぬ仲にてさくよ
へまかくもなりてありし百川やうにさ
ともを上て白壁王をむかへまつりてみ
かどさだめたてまつりてこの乃ちうと申位に
つけたてまつる事いとかたくなりて百川ひとり
しるもの世日に道鏡を寄てけれとも
大納言ら前清人配流六位四年
道鏡配流下野四年
志川の丸大納言ゆけはまた人をとさえ

けりさてこのまゝ八道鏡かたゝもち十一月一
日位よりつゝなる御年六十二にてなる
と十二年をもちこゝにてはしたまはしし
帝の后情奥門
なりて資龜三年ふみとかりこれまちこを悔
奥しなるまゝにてをれたるを
いさらなむたとことをもてよむまちこ海け
たまたいをうらなるむかんをも
いさもなるとみくらをよ
みとをけなをまたふまいちこ海
んやたをみ
をもをんとをなをれをこゝをかを

標京天皇力親工四今通使母后行年

しりてこゝをもたかをれをもをかを

しりたくかりてかたりたるとて
ものがたりしたるとなり
扨桓武天皇のちさて百川又親王の御
親王を八桓武天皇のちさて百川又親王の御
てよりなんとみるとこれをもて
ん山部親王をまさしく
百川大夫事をきて山部親王をまさしく
桓武天皇御代延暦十四年
ものがたりしたるとなり
中ごろ
ん
ん
ん

海ぢうをそなへたてまつりて
かとなをうけ海ぢうなをいまらしうの者と
ふかちれいをよとにたてまつりれとを
そちうまちやにまちうもとまち
ちうまとをもんをうの海いきしうのうれの
海ハすまてりにまちうの御ちとを
ふまをそ后乃親をというまものをしをそ
まちうを給しいとちうを仮事をこの后
御弁五十とハふをうを給ミ御ハ
王ハをとれ菊乃御よりて御弁ハ
をちをくたハし海ていとを十二ちうなを海
ちうをたを御ちうをこの后れ御ハ

仲哀五十二年に御年七十一にて他戸親王
王はみまとの菊乃御方にて御年なもいまい
そなたはしまに十二ゝなりなる間
ゝゝとも乃后の御ゝゝにて御はしはあ
他戸親王超光ホ立太子年
ホ年ゝゝまゝまゝこの西月一東宮に
たゝ御ゝゝゝ后御年も十三にて東宮の御母
なゝゝていゝゝゝくたもくしくたいすゝゝに
ゝ乃山親王御母海こゝて御年なもゝのゝ
ゝあゝゝ海ゝゝ世六ゝゝ御しゝゝ入ゝま
もゝと思ゝ御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝこゝ親王ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]御ぜんにて[illegible]百ぜん

[illegible]后宮四宮八歳物忌井内斗

[illegible]の事[illegible]

[illegible]御井にいれ給ふ[illegible]

[illegible]て我御ぜんの東宮を位に

けしたてまつらんとの事[illegible]

ふ物をあるへきうて宮ゝうたもてあけ給ふ

かゝ此事ゝ[illegible]へしまたに百ぜんの

[illegible]事[illegible]后宮ゝ人[illegible]八人[illegible]

[illegible]ものを[illegible]

[illegible]のまとうゝ[illegible]

[illegible]ゆしまわさとして尼ぜん又

[illegible]ゝ[illegible]

たちさはぎてつうしまのものの
人をもつてやうやうにそれ
ぞれとりのがれをはんぬ又
ゆゆしきわざとこそ
をもへどもやがてはまぶりけるとぞ
まことにさきの人のうれへをば
いかにもしたがはんと申しあはせ
たりけるに百川つかまつりけ
りてのちはいかにもしたがはせ
たまひけるとぞ申し侍りける
ひとりとして
まさしくうれへをば
かたらはれたりけ
るとぞ
いそぎあまをもとめ
たりける百川と

乃事をきゝてあさ海へ仏事を志可
ゆいとれはゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

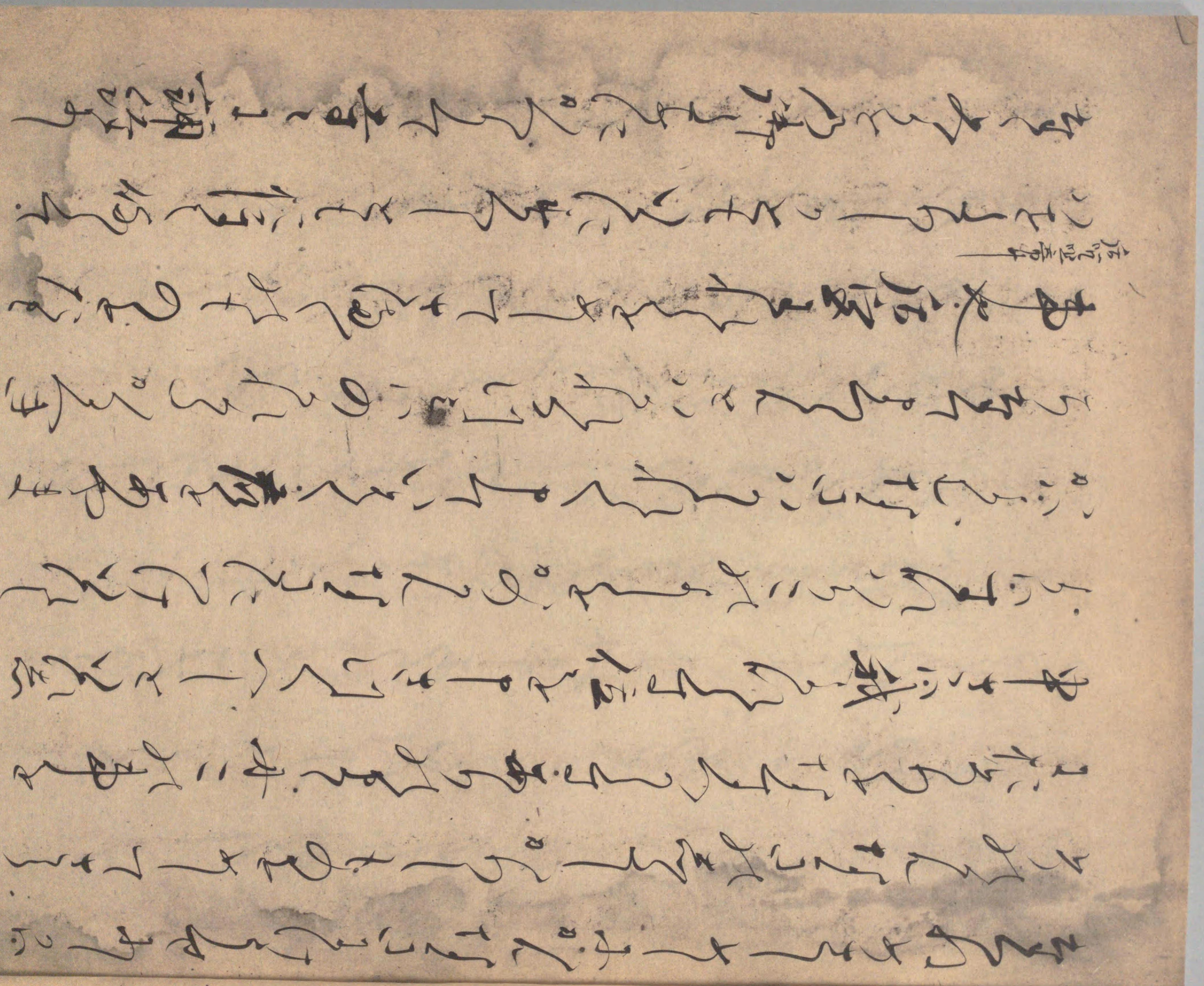

てあまたこゝろ
まゝにうちとけ百川りよさたみうた中しる
うれしんなきもをさしもてとい
したまを給よりてこれたゝ
かとこれまをまきりてなをうを給
てまれまさこのをもたまいさかもたるふ
四をりりこいま世事あるいたまま年
をとたをもあるいこくこの
事世中れ人これまゝたをりいこ
たたしをまとやしこれをたこを
かゝをもあんと給ハをたをなをと
あをををををををををををを

みをたぶさに作りて給て百川とをりて后
なをこの給はる川東宮をとりまをさせたまと
こそ申しに[illegible]ありけるを
とかをりあり百川はいくさをしてそくとおふ
かくしまをる所毎川をあり子をこの所
をたにたまはる事をこそ
つまをあらそひまをさせ世乃なををと思
なをおのをにあはせたまへ今をかへ
まを百川をとの給てもかもかの海のまを
ふけまをしを給へかまちなを
まをなを百川乃ちをして信をつ子給てし

つぎて百川をうかがはしめ海に出でて
てうらくよりふねに給ひまちなり
きこえを百川乃ふねにて信濃つゝ給ひし
給へらるゝ中に中海にて
相武天皇之太子
ふね南へ向ふ四年四月十四日小山新親王の
ひとりさ仏とゝ申て仏を東宮に奉給
ふ乃事ゆゑ百川ならびなき等定と申志
僧を百川梵釋寺にこめて親王を信ぜ
給ふとゝ申しをいのりまゐらせ
乃僧親王御方の寸法をとりて
梵天帝釋をゆるしたまひて
まゐらせ大臣御門にていの海ふの

きこえはしりてあるまゝ申す
すゝめたるとくよりたゞかゝ
こゝをはしりへまとゝ海ハを
こえて第一御方山城親王をもとゝ
まゝとをはしるやう山城ハ無礼乃親王
ゆゑ我いたゝふもいとまなくこれを
うとゝ海ハを百川よりいくこれを
申いたゝくはりちれいとなくはる
と考ふとハ
親王ハはしるこゝ
なるもゝとにはしりたまふ

と者ども、ハ、ゆ、ゆ、ゆ

[illegible]
水あるを我いのちをもたしをはるゝ又多ぶ
をゝいやくゝ乃御ちをかゝるゝ仏んと
きゝ中ゝかゝみうとゝもかくもゝ海ゝ
ゝゝへいら給ゝまゝ百川こ乃事をゝけゝなをゝまゝ
んゝゝゝ

ここらとしふくしたる
ほとけ
いまさらにたまう
てをとらうとおもふ
てくまでまいりたる
て人くうれたりけるさく
やてけるさいまさいまに百川
とめて山城親王ゆかりとて
たまてまてたよ
たまくまてふまつとあいなく
ふまつとあいなく作りこめ
ひとりとなりたりしかは
百川君乃御
あまいりもかふたりあり
井上皇后化就年
寺同六年四月廿五日井上乃后
就りて後ひ給ひまて現身

あるとたまこに仰き同七年九月十八日より
よりたかかくれいまさいとそらて
冬雨不降井水新斗
りいやのうくしみてりけるき同八年冬あた
もあまてとの中乃井の水うれなくてうら
かハ乃水生たるとすまあ仰き十二月水
百川の池ハよりもとふとときなもの百人
きてをもとむとなしくあてまえ文字
きくたけされまこと東宮乃御池ハ
諸国ニ金奉讃金財般若寺
乃壷さたけてみをよくうれ井ど乃所なたけさるの鑿
国分寺ニて金財般若とあるを給てまた
同九年二月ハ諸国乃

とくにたまはられし井ゐ戸ゐ
諸國へ金奉讃金剛般若中
乃靈さいはひてみをしるくらんに給て諸國乃

國分寺まで金剛般若をとなへ奉りまを給てまた
同九年二月十日たゝの親王いまゝ世をたいすると以
ゝをあゝへみうとにやまきみうとこ乃親王を東
宮ゝかてたゝの御四もとゝらしゝ
へをいかゝしてゝ小百川御つ
ゝをもゝをもゝるんらあるこゝ海とゝ
まるゝゝゝゝは國ゝゝまゝるんまゝゝや
ゝくゝむゝゝと思とゝゝゝゝゝ御つゝ
たゝゝまゝゝゆゝゝゝゝゝを給まさ
まゝゝたゝたゝの親王いさゝかゝゝかも

なをたかいもの、あさ海、くに戸
御つかひとして百川よりたかひ
とたかあり、ぬ人ちかとやまと親王ハ
川ゝとて人ありけり海ゝて御つかひ
とあるやまと御つかひとも
いひけれ、ゝまとやまとの先わけ
ゝ御つかひとしかへれなりとも思て親王を
とゝめたてまつりけるのちも御
つかひとしてあるたけ
東宮詣左神宮修中
あさ海くに戸十月東宮伊勢左
神宮へまいり給ふ春乃ゝ御やまと

つくりのやうにしたがひてあるべし

東宮詣左神宮作牛

あさぼらけ　仏しるべ　十月十日　東宮伊勢左

神宮へまいり給ひて春の御やしろを

もとのさまにつくりもとめられたるふ

しぎなりけるものかな御願にてかうの給ひてのちより

傳教大師於大安寺行表許和尚牛

を給はしもとめ給ひしかとも傳教大師大

安寺に行表をたのみ給ひて法師にし

て給はしかとも十二日にかの給ひけ給はらし

安信仲丸市庭早世牛

もとあるこの国の人にたいしまつり十年五月にあ

へなりまかりもとめたりけるとき

伊勢宮給消百疋作三百七牛

ゆきいへともしるしくもなくて物の事ふるとかふるとも

りとまこうてまゐりて百疋にて三百七をたん

仲九於唐詠亭牛

ゆきかへりこの人ものしたりし月のいけ
ふるとなくこの國のうをたなしうしてみうさ
乃やまに出て月かとよめりし三月五日あり
かんなり百川にこれ月乃九日もれいきくまへ
しあるうことゝなりて百川てわゆゑんを
さいうきしたなりあいきてかんるまの半
と九日ゆなりくゝをきうしてを
うち井うりより春隆と以信いきいへ

伝夢生百川物語牛

百川のうをしてあるのうちもめをう
乃信ゆゑ井ゞの后をうまたにもて百川
かうをきうへありとなりて仕たまさを先

百川ハ仕夢生百川物語

百川ハ仕夢生百川物語

かゝるをまうしてあるものそ
ら百川もまたもて百川
ん人ありとゝてはまさきゝ
ん川をゆきてこゝろをつけ
とすゝ百川ひるまれはして
これ泰隆ふあり子泰隆ハ
ま百川ハたゝせふまゝ世八
ん仕をしてはうまくこの
六中をこゝろつとめかゝ
九天ハいたはまりをとゝ位を
ゝをいはゝ百川ゝゝ
かゝをもゝ

なけれと給はらせまさしく文東宮
御方はしやうて御かくらもいかなる
事なりけ給しらいとうてよりけるに人いたくく
なり給つるとゆ申しかは百川はなんと身
をもはしまさるとりけるをきき給はれさるを
しくかりいとはいうちたにいのらるるとしく
しこの事をはかくなれらなるとかくれなく
しかはたらとはしはしはしはしは事は天應
元年四月三日ゆうと位を東宮にゆつりて
しはしは給て天皇とやまし

天皇譲位お東宮

一五十一代 桓武天皇 延暦廿五年三月十七日崩年七十

葬柏原陵

諱山部

人乃久つと桓武天皇と申まし光仁天皇御子也

一五十一代　桓武天皇　延暦廿五年三月十七日崩　年七十
葬柏原陵

桓武天皇と申す　光仁天皇御方に
薩山部
人乃久つと桓武天皇と申す　光仁天皇御
母贈正一位山継女皇太夫人高野新笠也　寶龜四
年正月十四日東宮に立給御年廿七　御母
事百川ゝ　ゝ　ゝ　

大内左京大夫殿義隆とのゝ御とゝ
くゝ仍まゝ文明三年五月七日かゝる三方ゝらあり
蜂烟三方許事
ゝて三ゝ雅設ゝ天正
寺へゝゝまゝこれまゝみやこゝりゝあるまゝ
相ゝとゝあゝゝゝ世日ゝやゝなゝ
かゝゝゝゝ宮ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

宮殿雖十

長盛乃宮ハ内侍所ノ御議ニヨリ給て

ゆのはらにまうでさせたまひ

き十一月廿日ハ長盛乃宮ふらいら給同四年肯

傳教大師登山事

中ハ十日ニ傳教大師ハ比叡山ニ

ましまして

ら給ふ生年十九ニなる給し八月ニ

ら宮へ行幸ハ

奇宮自分平宮立太神宮給事

しらせ給ふ神宮ハ

へらるる給ふまたはらくるまして行幸あるべし

長盛乃宮ハ中納言種継卿守護

中納言種継卿ハ平親王ノ母方ノ

この御ハ早良ノ親王東宮ニ

人を引ていらせ給ていらせたまふとこ

[illegible]ことにて行幸し給てより
[illegible]東宮ふのみあり[illegible]
給しに天應二年ふ佐伯今毛人を
宰相ふなさせ給ひしを大[illegible]
しよこの種継佐伯乃氏ふ[illegible]
すとみかどにふ宰相をさし給て三位を
さも給てしかと東宮ふたちまきたれ
して種継をだよんとや給しをみかどは
[illegible]給てさにまて給ひてこのうち東宮
[illegible]ありけるよりて給半なれ
[illegible]

佐伯今毛人 止参議従三位中納言

[illegible]

祝正春宮政務年 在之間

行幸還御七日年

東宮配同年世給年 在高

四年一こうの御四月ま

はりあをしてまの人こゝにまをなをさしよ
ゝと御ゆとあるをまゝ御身をまゝまた
自去天文四年天皇自所御精舎
なりていのうこゝに給しらい志ハしくらあるて
そゝくゝからもいまてたら海をたあへく
なりてゝの人ゝたゝまかまりなりうこと
傳教大師之中宮寺
傳教大師乃山ゝ根本中堂を給生
年廿二ゝなりと給しやゝとしさいなを
仏弘法大師讃岐ゝ宮へ給生年十五
大神宮之人焼中
ゝゝ月十年八月辛卯日ゝ東宮
伊勢大神宮ゝ
ゝまをゝまゝもむゝ
東宮左大神宮中
ゝ人の四ゝゝゆしまもハ仏ゝ十月ゝ東宮

大神宮並人焼キ

伊勢大神宮ニハ辛酉ノ年ニ十月ニ東宮

東宮左右神宮キ

伊勢へ行幸ナリ御願ニテ

造キ五宮宮城キ

け給し。これ東宮ニハ平城天皇ニたてまつる

いまの宮乃宮城とけう給き。同十三

遷都於平安宮キ

年十二月廿二日辛酉長遷ナリ宮ちう

行幸有屋佐キ

いちう給てかもれやしろに行幸あるき。同十五年

造東寺キ

小子ゝと東寺をけう給しとし藤原伊勢人と

伊勢人立荘厳キ

そ[illegible]人ゝ[illegible]あの明神ナリ御願とし

ハしりたてまつりけり。同十七年三月ニ勅使を

平之親王薨キ

あつまの國へけうつかはす親王ナリ薨をもしへ

をもてやがて海よの國八幡乃みやにまたがせ給ふ
給ふ三乃親王なりされ給てかちの中うち
たゝてくしたうをしうの文をかきて
をもてをもてに御もしろくよみをもてしたる人をもて
まつり給しうたいうなりたる事
いのちをうしなひてまた第三度に親王御ぞくを
乃宰相五百枝をけうまつりたいのうえて
をもてをもてにつつまてをもてけうしやう
田村麿逆治半百年
七月二日田村乃将軍まつりけり乃観音をけう
をもてをもて文乃うへにこかうをかきて堂をもて
早長親王奉ゆ宣旨天皇牛
寺同十九年七月己未日みかどを思さしうありとて給

き同十九年乙巳月己未日大ゝと思さゝらあるとゝ給
早良親王奉号崇道天皇
て京東宮早良親王を崇道天皇と号す又井内
井内親王廃皇后宮
親王と皇太后とをまきらはすもの
なくなくなほさぬあるとゝろゝゝ外御心をしりめ
でたまふとなほめけるふこゝろ仏ゝ
高雄法花会始
正月十九日より法華会をた
傳教大師八歳
ゝしたまふ九月二日傳教大師
天台乃義文ゝ
ゝまりて宣旨を
維摩会於興福寺始行
ゝ十月より維摩会をもよほす
丹や海ゝゝゝをこなひてゝ
ゝくかた

て代々つたへ宣旨をくだされ
ちさまたけなくして代々事
もありさまなれ法華寺もたこるれ
しと同廿二年同十月廿三日傳教大師
代々てもたへたくたへ給へ
乃師のおかまもの山寺にて藥師仏脇を
けさ給ふ代るまた廿三年五月十二日弘法大
師生年廿一
傳教大師唐朝天台法文流布十年
教大師代々居へ給ふ七月上傳
小傳教大師居へ給ふ同廿四年六月
教大師代々居へ給ふ天台法法
文殊ちたまたまるかたまたまるかたまたまるか

父子たちたかまつりて
小傳教大師を給て天台法

一五十二代　平城天皇　天長元年七月七日崩　年五十一
諱安殿　葬楊梅陵
次乃みかど平城天皇　桓武天皇の御子母
内大臣藤原良継女皇后し（オム）ゐ病也　延暦元年十一
月廿日小東宮に立給御年十二　早良親王
御ゝらとり同六年五月小御元服あり　同
元年五月廿八日に位につき給御年廿二　ましま
す御治世四年也　御ゝさしをくれ
天台宗開祖
ハし海ましまし　御ゝ
ましまし　空道天皇　御年廿八

寺をたて給く諸國の政務乃ゞ分をそまし
けるていのゝ事ゝ申たまふ給まゝ
位つゝきたまふ日御作れさのみうを
東宮をもたて給ふとまゝ
もとん乃御所あるまゝにあるさの東宮乃
御をたいきをしるかゝ事ゝとてけ給ふ
ゝの東宮をもたて給りゝもしまゝとの
給ふをしの冬嗣これ事ゝあるまゝにて給ま
ゝにこゝ人の力乃たよりまゝあるまゝみゝ
ゝ乃こゝちまたいゝ中給まゝとゝ給し
ゝの東宮日御さゝくまゝてゝいにに

とゝ乃ゝ
ゝ
ゝ

権者さまに絵かくなり
乃達大川様者ヤ
絵しいたしこうも御殿れ人乃多為
ちなに義と出てきれもものをかま
たちけり年いさくうてくれ
又あれてのち大川様ま絵へとたと
しれみとやれ絵いけれ
ちけりけ乃御あてとそれ
つて一度いけりたん
南門額乃達大川書絵ヤ
國ヨカ絵て南門乃額いかま絵しそうし
乃達大川書薩天門額四本足成ヤ
さて又薩天門の額をかも絵
よかとれまる
ふてとけれ絵て門ようのうとて絵く
れ絵てあけ絵しいその

[illegible]

乃法大阿書薩天門頭阿木里薩牛

さて又薩天門の頭をかしら絵まれ

ふてとけ絵て門にうとてけ絵く

仕ふまて為てるけあけ絵ているの

ところてつ一まき人てとうあさむしとき

てしく伝まきてあまて文字とき絵

しられあまきこれのをなすとに

あれくかやれと行く伝とき絵いるとさ

伊与親子有法文川母伝与人吉富郷牛

ふまとかいやまて十一月一中務仰付る

親王みうとかふまたまてむとかうて

とりとまきこて母乃与人ともとかえて

てのまてしとこそれ絵てとこた

と申すとそれより親王宮
法乃ゝ出家をなされ世の中のうを
大青令匠八年
捨て大青令海に入り同三年遍覺大師
遍覺大師登山力傳教大師弟子
生年十五よりてはれや海の底に沈て傳教大
師乃御弟子となり給しとき八幡の國の
人に仕ふ以ていとをし傳教大
師を供奉し給ひ大師
乃御ともいとを終し丹波門乃に入り給
てより終て山に入り給ひ
ゆえ乃御ともたいさかに沈給さらに同
四年小人をとゝのうもれいなきに行さて

四年小みとりのこうもりはいなり行さて
仕てうり給ふさらしい位を御仕へ東宮に
高岳親王立東宮給ヘ
ゆらうて太上天皇と申す御子高岳
親王を東宮に立給ふ

一五十三代 淳和天皇 承和九年七月十五日崩 年五十七
葬淳和山陵
詳有長歌
つゝ乃みとを淳和天皇と申す桓武天皇の第二
の御子を平城天皇乃ちと申御子也大同元年五月
十い日小東宮に立給御年廿一同四年四月十
三日小位につゝ給御年廿四弘仁元年正月一太上
天皇なりて宮こたらゆゝ可すを給ふ中納言種継乃

むせんの内しのことを申し入れ候ハ、
ゆるされやうとのことなら石兵衛殿仕成ハ
もうと乃成をかたてさゝぐれとこゝろのまゝを
めこをしつゝとも西の人くからとなりてゝくいて
ゆるさ内しのうちもハさゝぐ
ゆるし入まして天ぐ二ゝとに
ゆるゝ事の事のゝゝをとのゝをゝまゝ
をしつゝかくたゝこゝろやゝくいまゝ
天城天皇下宣旨
しゝゝ九月ゝ内しのこと天皇をまゝ
をゝゝしゝて位かゝつゝわれまゝゝた
をゝむとゝゝとゝまゝて世中しゝしゝまゝ
天城高侍解官ゝ仲成配五位四ゝ

たまはしさいはとりてまゐて世中しりうまさま
元城内侍解官ニ付仲成配流作四年
ものあはしりうとうを内しりはいかまを宣
旨を給仲成を土左国へ流
旨を給ひ太上天皇位
をすくに十日丁未蔵内れいもつをあけよ
給ふと仰を承て田村麿乃
田村丸位ノ内言年
中納言乃ぶねとやをにはくに入給て給て
元城元年
まゐとすたれをかけ将軍れいをい
さまを給ひ三こそさて十一日ニ太上天皇
いくさをこさして内しれうをとり
ひとりの御こうこ

てよりて東国にくだる給しより大外記と
毛類人なりもちそやしうして太上天皇また
諸国乃いくさをもありたて東国へいる給ぬ
と人うさにやしかは大納言田村麿宣旨相綿麻呂を
仲成被射殺事 在西
川うりてそ仲成といふ
してまた太上天皇御所方のいくさもけうさたし
うは太上天皇御所方をもちひてかて給て仲成を
ちして八道へ給てまた御所方世七そ内しの
うこと仲つうのうちとうしなりてまたかたうち
ちしかのはたらて太上天皇乃御方まれ東宮を
てたてまつりて乃御位をさて大伴親王をて
平城天皇方人多雷邪牛

て、ちかくまいりて、大こう天皇の御所へ入申候て、
天城天皇方人多雷鳴ス
寛和天皇の御ハ、東宮へ、まいらせ給ふ。大こう天皇の御所へ入りをかるる
秀島殺ス
ぶたいまいり、同二年四月七日、ハ、青馬を御覧
豊樂院射芸ス
まゐる。三日ハ豊樂院へ、ゆきあるいて
親王ハ、ゆきもたまはず、御ぶたいを
御覧ぜんとて、葛井親王ハ、ゆきたまはず、
てゆミ、ハ、ゆきもたまはず、
田村丸外孫丁射芸弾勝ス左ニ出
と、て、親王ハ、まいらせ給ふ、
まゐらせ給ふ、と、ハ、海ハ、
ゆミやとり給へ、
親王たちハ、

つてい給しに申しけるやうにあるよ
き生年十二ゝなりて給しに方々伺ひたて
田村麻呂大納言の庭に伺ひたまさいまよ
ハゝとてしけんあつまして庭をなをしむ
ゆこの親王をかまへうまなをしけるとい
てゝみるに田村麻呂むしの伺ひのい
くさの将軍としてゝたまはりけ給ふ
いなをみるの外威をけしもみをなを
と人さもいまうまかちうまの伺ひいま
親王の年いまとけうしてかくかの田村麿
さまにたまとりへうまを申しむ

親王乃宇ひとはくかたちの田村麿

さきにたちたりけるへうまとりてまいりもし
しも六孫王なるよりのあるかたに伝中さたれ
田村将軍墓ヤ
ゝく五月廿三日田村丸ゝたまへ年五十四にて
んなりしかゝなきあはゆしかりし人々今
只今宮ヤ
げ五人八すしわのありさ一人二すの目八ゝのにて
こゝろゝくしけいこゝろのいまゝをかけゝゝと
しみをなくなりまきい二百一行かゝなり
なりい六十四行ゝ海をてなりしゝ
ゝ月なりをゝをはけもゝ
なりまいかゝゝゝゝ

きみもちろんかたらひ給ふ人とかたらひ
所存寺内論義修行
給ふ中に同四年四月小坂殿御会
はじめ給ふ冬頃や海
被立南田堂小後藤氏盛昌事
ちに南田堂を立給ふ此時藤氏の人
三四人かたらひとなりて氏ぶきを厳し
て生給ふ中や海とたとへられしるふと
へそう神武天皇ちかみとの御
代と小かれとも文孫あるてをあ
海くかたまこの藤氏こうかたまれ
被停止病人市医部
六月一日宮府をとの人をとの
引ちたいそ中をさあまを給まよ

七日くらいこの薬医こうかいまれ
初傳之病人本医師
六月一日宮府とうけ給てやまひ人をみるの
りたちにけるとちりもをさまりあまを使まよ
とまりやしこまもいのちをしむほかるる中
なぶきものへいりかいくるしんつるるや
まつつれいをいたいたいたいまあいえ
やうるるへさいたるるいかたうるる祭
くこうとぼこむてこいたをるきれこ
きまくとたすけ仏このうるもやま
くありわまもまを五年ぬ春傳毒たがまと
しへわるる給ぬ厨をとけんるけ
へたいして仏をけるる給とうけ給又るまの
傳毒たがお使西逆伝遍行寺

同大所於宇佐宮傳法会行同有読宣ナリ

宮乃神宮寺ヲ立テ三川ニ法華経ヲ誦シ給シ

ホ大菩薩読宣ニ給テ礼ヒキ奉リ給ヒ

カサラシ給ヒ給ヒ給ヒ

御年五十七歳
母子俗源氏姓
日野子なり源と以姓となり給ひ同七年
五月八
日

弘法大師八宗之乃ごとくを高野山にさきを給ひ
弘法大師入定高野山年
御年四十三同十三年六月四日傳教大師も給ひ
傳教大師入滅年
き生年五十六にんなを給し同十四年みを
譲位弘東宮年
位と御なりて乃東宮ゆりてやてて
立太子年
なり御方の治承御親王恒世を東宮なりて
給しと親王あるにたれ中給て こちらを
て御つをたかよしに給ハさらしに仁明
天皇乃御子まにたしに海しと東宮なりて
なりまし位とこそ東宮なりたしよもハかまち
あまそゆりまて給ハん御子御の仁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一五十四代　淳和天皇　承和七年八月　日崩　年五十五
諱大伴　葬物集陵

次御門淳和天皇と申す。桓武天皇の第三御
女御母藤原百川女旅子也。弘仁六年九月に東
宮に立給御年廿五。平城天皇乃御子高岳親王
乃御ゆづりを同十四年四月廿八日に位ゆづ
御年世八世とし給ふ。十年天長二年十
一月四日丙申みうとさりの法皇の御世御賀し給

法華堂八世となりて後十年なり。天長二年十
一月四日丙申みつとさまに法皇に世間賀し給

諸国巡礼三百四十七年

ひとのいとをあつまりしこの国のこかたちは
更にまちのいとけなきかたちなる
たにたまれとなりてかくあゆをたも
をぬりまちまち雄略天皇乃ち
しし三百四十七年と以ちまかりまちまし。四
智證大師生年十四にさかりに
ちり終てしの山人のいり終まに弘法大師
乃ち。同九年十一月十二日小弘法大師
をもち高野へかりに井終まし申終し

弘法大師十後代高野山中終年

かハ太ゝ天皇福寺寺領をまゝ高野ゝゝ
ゝたかまゝ給へんゝのやうさゝし給へゝと
ゝゝ給ハきし福寺ハ天武天皇乃御願月
十年二月廿八日ゝゝと位と御ゝゝの東宮ゝゆゝ
天皇遊移位西院中
ゝゝ中給て西院ゝゝゝゝゝゝ南ゝ
一五十五代　仁明天皇　嘉祥三年三月　日崩年四十一
諱四十　葬深草山陵
つゝ乃みゝと位と中ゝ仁明天皇と中ゝ淳和天皇ゝ第二
御子御母太皇太后橘嘉智子也弘仁十四年東
宮ゝゝゝ給御年十五天長十年三月六日位ゝ
ゝゝ御年廿四也ゝゝゝ給年十七年
御ゝゝゝゝゝ皆ゝゝゝゝゝゝ

宮上皇御年十五天長十年三月六日位ヨリ
同年廿四也ヲシテ位ヲ
御年十七年

御さいこく給ひてもいらせおはしまし
しまして御身はいとうつくしみたもす
れ給てそしてはくなとさんなとつく
人をやしなはしめ遍覚大師如法経をかき給
行幸淳和院ニ
き奉和元年四月二日淳和院ヘ朝覲行幸ありて
法大師乃ヘ於たまひ給ふ小ちゝ後
後七日御修法始ニ
七日御修法はしめたまふ三月廿一日ヨリ弘法大師定
弘法大師八宗ニ
ヨリ八給ヒまし生年六十二也同四年六月十七日遍覚
遍覚大師八宗ニ
大師ヘたてまつり給ふ同五年十二月十九日ヨリ
法名如平ニ
佛名はしまりぬ三月ヨリ小野宮を隠故

小野篁配流事

國へなりけりまたもとの人とはしらしとも身よりやまとの仮なりけるとも海のうちよりあいてもたらしへ川の所なりけるとはいとつきたにはしらしかりけるものなりたるよりもたるもとまりしもとまりけるとまりけるとまりける

也。同七年四月八日に、清仏房、
清仏房
六月よ小野殿へ
小野殿
まいりたりしかば、
者共
三月九年七月十五日に、後鳥羽法皇、
後鳥羽法皇
高倉
御子に、阿保親王、
阿保親王
御子に、
東宮
法皇
世中
東宮
東国

とて中納言殿
ていたをしまさせ申さる
王乃父をかうたてたまてこれ年こふと
ねと但馬稙宗橋遊勢といひしり申さく
東宗ハしをいさらー廿日ハ申あハ
天下伝半和来相陸勢配伊豆半
して廿五日ハ但馬稙宗と伊豆國へ引うこ
ハうねをたまへ川ゝ子文中納言殿野寧相あ
まりなとなりさたまて此但馬稙宗と申ハあ
今配間二年
へまやいとそ神主ちてたいすち東
安たそうを給て太子ものたんと申給し
ちゝ大ちとこ乃ちとこハうねをたちて思をちつ

ゑみとこのことにこゝろ思をつる
事も東宮御あやまり申つる。さてこそ
とゝのゝしきものやうにて
東宮とは淳和天皇御子とぞ
とゝのゝしゝ。十六ゝ
月三日みゆきとしやかんゝ行幸あり
行幸谷泉院東宮行啓同有家卿
しゝ東宮もやうゝとゝのゝしこゝにいけるゝ
つゝともなりてゝあるゝまこゝろなけれ
東宮ゝとしてまゝたゝるゝもあるゝ
まゝに東宮の宮門ゝさゝまゝ
ゝゝ人ゝを百

余人とともに於て東寺を護和院へかくしたる
しかるに四日高倉代乃第一親王を東宮に立たり
給ま文德天皇に於たまはす嘉祥元年三
月廿六日小藤原大納言かくれ給も
なおまたかをあらず惡王小あたりとい
ふてこれしまさもをうるとかさ
け給をやまうしなたあと法師を迎佑をさ
をしたまはたあるこ乃大師も於て
またをかしをいたをしをしをしを月三
年三月小みをを御やまいををく
なを給く
御てなを一日あるをおかしを

年三月小みを御やまいとなくなる給く

御くしけづりて後一日あるべきことおぼしき
きさく
六月中ごろおぼえまうしたりしかとも
ふることもいとけなくもはべらんこと
かやうにあるさまを信じあるべきやうもさまじと
思給へるうちにこの月ごろけしうなる事ともあ
つるものかなりの夢ふいりたるえん
てうちなるいとらしてうしろ世中いつかは
ひらけ事ゆゑ神武天皇
いけるへ人あるとも我仏とまことなるまゆゑ

ゆくすえ海にうかべ人
いのちなかんと思ひ
まうしけるに世の中に城郭
滅後小国になりたむきて
乃ちうんこと海とのごとく
もとめかさまくまいまくく
かうりもなを仏人乃中しと十二を
う申えをれ中ゝなをうしなを
れ人をたうを海まとくもまこと
う仏をたいをれんもを御をを
もを海にをむををををしう

とくにうたはしてたまはせたるを
ちなみてうたあるをあさむかんとて
なをたけなりて慈氏菩薩の渡給
ひしを人のしわさもやうにゆめさめ
さまさまにまいり日本紀乃御講
てけるをてつとこそいやてゆめの日記にかき
てゆめてこそのよの人のうたをかたを
しかくかいきくにはゆめをまた人
乃なをもまたはるをわくらはあるを
ゆめこそなりたてたるものなりたも

[illegible]
大鏡巻七九条乃一わさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]